八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」

**事前登録用紙**

**アプリ予約は**

**こちらから！**

八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」をご利用いただく場合、事前登録が必要です。こちらの登録用紙に必要事項をご記入の上、八幡平市民センターの受付係までご提出ください。※9月22日(月)以降、スマートフォンで右上のQRコードを読み込んで事前登録を行うこともできます。

* **裏面（個人情報の取り扱いに関する同意書）もご確認の上、下記の「個人情報取り扱い事項への同意欄」へチェックのご記入をお願いします。**
* 登録は随時受け付けておりますが、原則、初回利用の2日前までにご提出ください。

**利用者情報記入欄　※【必須】項目は必ずご記入ください**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **住所【必須】** | 〒 　　　-  鹿角市 | | |
| フリガナ |  | **生年月日**  **【必須】** | 年　　 月　　 日  （西暦でご記入ください） |
| **氏名【必須】**  **（自署）** |  |
| **電話番号**  **【いずれか必須】** | ご自宅（　　　　　　　　-　　　　　　　-　　　　　　　　）  携帯（　　　　　　　　-　　　　　　　-　　　　　　　　） | | |
| **個人情報取り扱い**  **事項への同意【必須】** | 裏面(個人情報の取り扱いに関する同意書)をご確認の上、チェック ☑ をご記入ください  個人情報取り扱い事項について同意します | | |
| **利用を開始する日** | 令和　　　年　　　　月　　　　日から | | |
| **その他** | **□**未就学児（ご利用には保護者の同伴が必要です／運賃無料）  **□**小学生（大人運賃の半額） | | |
| **メールアドレス**(登録することで乗車時刻の決定通知メールをお送りします。ご希望の方はご記入ください)  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　@ | | | |
| **・運転手に事前に知っておいてほしい事項があればご記入ください**  （自宅の前の道路が狭い、足腰が不自由なため乗車に時間がかかるなど）  **・自宅前の道路が狭い場合、お近くの乗降しやすい場所を指定してください** | | | |
| **運賃プラン**  **のお知らせ**  **※ご確認ください** | **＜ 選べる3つの運賃プラン ＞**  **□** 都度払い（1乗車600円）　**□** １日乗り放題券（1日1,000円）  **□** 月間定期券（月額3,600円）  **――――――――――――――＜運賃・お支払いについて＞―――――――――――――――**  ※運賃は、**乗車時に運転手へお支払い**ください。八幡平市民センターでのお支払いはできません。  ※**月間定期券**をご希望の方は、月初めの乗車時にドライバーへ「月定額会員希望」とお伝えのうえ、運賃をお支払いください。当月末まで有効の会員証をお渡しします。月途中の入会でも、有効期間は当月末までです（翌月への繰り越し不可）。  ※**一日乗り放題券**は、乗車時に運賃をお支払いいただき、その場で日付入りの券をお渡しします。 | | |

|  |
| --- |
| 【事前登録用紙の提出先】  八幡平市民センター　〒018-5141 秋田県鹿角市八幡平小豆沢碇114　電話070-4169-9071 |

**個人情報の取り扱いに関する同意書**

鹿角市では本申込書にてお預かりした個人情報について、以下のとおり適正かつ安全に管理・運用することに努めます。

1. 利用目的

鹿角市は、お客様の個人情報を以下の目的で利用します。

* 1. お客様の『八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」事前登録用紙』に記入していただいた個人情報を以下の目的で利用します。

・八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」の運行および運行管理のため

* 1. 取得した予約履歴や利用履歴等の情報を分析して、以下の目的で利用します。

・八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」の運行サービス改善のため

・八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」の利用促進やサービスに関する広告

表示のため

・八幡平地区デマンド型乗合タクシー「はちタク」のサービスに関するダイレクトメッ

セージやアンケート等送付のため

1. 第三者提供

鹿角市は、以下の場合を除いて、個人データを第三者へ提供することはしません。

* + 個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき
  + 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データを提供する場合
  + 法令に基づく場合
  + 人の生命、身体又は財産の保護のために必要で、本人の同意を得ることが難しい場合
  + 公衆衛生の向上・児童の健全な育成のために特に必要で、本人の同意を得ることが難しい

場合

* + 国の機関や地方公共団体、その委託者などによる事務の遂行にあたって協力する必要があり、かつ本人の同意を得ることで事務遂行に影響が生じる可能性がある場合
  + 第三者が学術研究機関等である場合であって、第三者が個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき

以上